平成２３年（フ）第１８０９号
名古屋市緑区平子が丘2804番地
債務者　小栗香代子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０号
松江市東津田町1948番地２　コーポ中村Ⅱ205号
債務者　宮本　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３号
松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地５棟526号
債務者　佐川　敦子（旧姓勘場）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
松江市東出雲町下意東952番地　湯田団地204号
債務者　石倉　道義
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
鹿児島県肝属郡肝付町前田638番地５
債務者　有馬さおり（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
神奈川県横須賀市浦上台３丁目５番５号　ベジタ湯山Ｂ
債務者　綾井　幹夫
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市池田町６丁目33番６号　グリーンハイム１Ｆ
債務者　中澤　健二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５２号
山口県周南市大字大河内161番地、前住所山口県周南市大字大河内700番地の234
債務者　大野　勝平
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―1010号県営繁多川高層住宅
債務者　黒木　一美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４７号
沖縄県豊見城市字高嶺439番地27豊見城団地市改良住宅Ｌ―102号
債務者　八幡　眞二
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４８号
沖縄県中頭郡西原町字翁長131番地　仲宗根アパート203号
債務者　金城勢津子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２５９号
沖縄県浦添市宮城１丁目35番７―606号　南十字ビル
債務者　知念　　修
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市首里桃原町１丁目27番地３パークヒル首里桃原207
債務者　儀間　昌幸
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７８号
沖縄県糸満市字賀数300番地の２　賀数宿舎２棟105号
債務者　泊　　佳子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８１号
沖縄県那覇市首里赤田町２丁目16番地１城間アパート202
債務者　屋嘉部　司
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８２号
沖縄県浦添市宮城３丁目10番３―103号マンションメルヘン
債務者　久場ツル子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３０４号
沖縄県糸満市西崎１丁目27番１―303号シアトル171
債務者　宮田ふじ子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部